

神労基発0601第3号
令和5年6月1日

関係団体の長 殿

神奈川労働局労働基準部長
(公 印 省 略)

フィットテスト測定機器等購入補助金の実施に係る周知について

日頃から、労働安全衛生行政の推進に格段の御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和4年12月6日付け神労発基1206第3号「第三管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方法等の適用等について」で通知されているところ、令和6年4月1日から、作業環境測定結果が第三管理区分の事業場に対する措置としてフィットテストの実施が義務付けられることとなっております。

これを受けて、別添のとおり、令和5年5月25日付け基安化発0525第1号をもって厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長から通知があり、フィットテスト測定機器等購入に要する費用の一部を補助する「フィットテスト測定機器購入補助金」（補助事業者：公益社団法人全国労働衛生団体連合会）の申請を、令和5年7月1日から受け付ける予定です。

つきましては、中小企業等において呼吸用保護具を必要とする作業を行う際にはフィットテストが普及されますよう、ホームページでの周知等貴団体会員各位への周知につきまして、御協力のほどお願い申し上げます。

基安化発 0525 第1号
令和5年5月25日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課長
(契 印 省 略)

フィットテスト測定機器等購入補助金の実施に係る周知について

令和4年5月に公布された労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第91号。以下「改正省令」という。)において、作業環境測定結果が第三管理区分の事業場に対する措置としてフィットテストの実施が令和6年4月1日から義務付けられる。

これを受けて、改正省令の経過措置期間中において、中小企業からフィットテストの委託を受けることが見込まれる作業環境測定機関及び特殊健康診断実施機関が行う定量的フィットテスト測定機器購入及び中小企業事業者が自らフィットテストを行うための定性的フィットテスト測定キット購入を支援し、もって、中小企業におけるフィットテスト実施体制を整備することを目的として、フィットテスト測定機器等購入に要する費用の一部を補助する「フィットテスト測定機器等購入補助金」の申請を令和5年7月1日から受け付けることとしている。

本補助金については、公益社団法人全国労働衛生団体連合会を補助者として実施することとなったので、別添のリーフレットの配布、本制度のホームページへの掲載等各種機会を活用して、管内の作業環境測定機関及び特殊健康診断実施機関をはじめ管内の関係団体に周知するようお願いする。

また、別紙のとおり関係団体へて通知したので了知されたい。

別紙

基安化発 0525 第2号
令和5年5月25日

別記の団体の長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課長
(契 印 省 略)

フィットテスト測定機器等購入補助金の実施に係る周知について(協力要請)

日頃より労働安全衛生行政の推進に格段の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和4年5月に公布された労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第91号。以下「改正省令」という。)において、作業環境測定結果が第三管理区分の事業場に対する措置としてフィットテストの実施が令和6年4月1日から義務付けられます。

これを受けて、改正省令の経過措置期間中において、中小企業からフィットテストの委託を受けることが見込まれる作業環境測定機関及び特殊健康診断実施機関が行う定量的フィットテスト測定機器購入及び中小企業事業者が自らフィットテストを行うための定性的フィットテスト測定キット購入を支援し、もって、中小企業におけるフィットテスト実施体制を整備することを目的として、フィットテスト測定機器等購入に要する費用の一部を補助する「フィットテスト測定機器購入補助金」(補助事業者:公益社団法人全国労働衛生団体連合会)の申請を令和5年7月1日から受け付けます。

つきましては、中小企業等において呼吸用保護具を必要とする作業を行う際にはフィットテストが普及されますよう、ホームページでの周知等貴団体会員各位への周知につきまして、御協力の程お願い申し上げます。

【別記の団体】

公益社団法人日本作業環境測定協会

公益社団法人日本保安用品協会

中央労働災害防止協会

日本労働災害防止推進会

定量的フィットテスト測定機器 購入補助金のご案内

労働安全衛生法の新たな化学物質規制の導入に伴い、令和6年4月から作業環境測定結果が第三管理区分から改善することが困難な作業場所がある事業場に対する措置が強化され、有害化学物質等のばく露を防止する観点から、呼吸用保護具が適切に装着されているかを確認するためのフィットテストの実施が義務付けられることとなりました。

この義務化を控え、事業者からの求めに応じてフィットテストを行おうとする労働衛生機関が定量的フィットテスト測定機器を購入するに当たり、経費の一部が補助されます。この機会にぜひお申し込みください。

申請することができる機関

次の（１）～（３）すべてに該当する労働衛生機関が対象です。

都道府県を別とする労働衛生機関の支部等は独立して交付の対象となります（都道府県内１台を上限）。

昨年度補助金交付を受けて定量的フィットテスト測定機器を購入した機関も申し込みできます。

（１）３年以上業務を受託している次のいずれかの機関

①作業環境測定機関

②特殊健康診断実施機関

※いずれも、特定の関係企業・協力グループ会社等のみを対象として実施している機関は除きます。

（２）事業者からの求めに応じてフィットテスト測定を行う予定があること。

（３）フィットテスト実施者に対する基本教育＊修了者が１名以上いること。

＊「フィットテスト実施者に対する教育実施要領」（令和3年4月6日付け厚生労働省通達）に基づく研修

補助の対象となる経費及び補助金の算定方法

次の（１）と（２）の額を比較して少ない方の額

（１）定量的フィットテスト測定機器購入費（本体に標準装備されている付属品は含まれません）の1/2

※以下のものは補助の対象となる経費から除いてください。

●オプション経費（別売品、チューブ、マスクアダプター、消耗品、保証サービス、校正、送料等）

●消費税

（２）71万円

購入補助を受けることができるのは、1事業場（支部等）につき1台のみです。

補助金公募期間

・第1期公募	令和5年 7月 1日 ～ 8月15日（必着）	補助金の予定枠	3,550万円
・第2期公募	令和5年 10月 1日 ～ 11月15日（必着）	補助金の予定枠	1,420万円

注意

- ▶ この補助金は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の対象のため、**厳格な運用が求められる制度**です。補助金の交付要綱、実施要領、交付規程、その他の規定類をよく読み、制度の内容を理解してから申請してください。（取得価格が50万円以上の機器には財産の処分の制限があります。）



厚生労働省



（公社）全国労働衛生団体連合会（全衛連）

申請手続の流れ

本補助金は、**購入前に申請等が必要です。**

①募集期間内に郵送等により申請

- ・購入費用の見積りを行った上、補助金交付申請書を全衛連ホームページからダウンロードし必要な添付書類を作成し、申請してください。

②審 査

- ・全衛連に設置する審査委員会で選考審査を行います。

③交付決定（不交付決定）

- ・②の審査結果を基に交付決定通知（不交付決定通知）を発送します。（公募期間終了後おおむね1か月以内）

④測定機器の購入

- ・交付決定通知書が届いた後、測定機器を購入してください。
※ **決定通知前に購入した場合の費用は補助対象となりません。**

⑤購入報告及び補助金請求書を提出

- ・購入報告及び補助金請求書を全衛連ホームページからダウンロードし、必要な書類を添付し申請してください。必要書類は**令和6年2月29日（木）までに申請書提出先に到着するようご提出ください。この期日を過ぎて到着したものには補助金をお支払いできません。**

⑥補助金の交付

- ・指定の口座に補助金が振り込まれます。

交付申請に必要な書類

*全衛連ホームページから指定様式をダウンロードし必要な書類を作成し、申請をしてください。

1. 定量的フィットテスト測定機器購入補助金交付申請書（様式1-1）
2. 事業場概要（別紙1）
3. 令和6年度定量的フィットテスト事業実施計画（別紙2）
4. 確認書（別紙3）
5. 令和2年度～4年度決算書（写）
6. 作業環境測定機関登録証（写）、診療所開設届（写）の該当するもの
7. 事業内容を紹介するパンフレット等（作成している場合）
8. フィットテスト測定機器のカタログ（入手している場合）
9. フィットテスト実施者養成研修修了者証（写）
10. 見積書

★ 内容に不明な点がある場合は、確認のための追加資料を求める場合があります。

購入報告及び補助金請求に必要な書類

*全衛連ホームページから指定様式をダウンロードし必要な書類を作成し、申請をしてください。

1. 購入報告及び補助金請求書（様式4）
2. 納品書（写）
3. 請求書（写）
4. 銀行取引明細書（振込証明書）（写）又は領収書（写）

申請窓口・相談窓口

全衛連（補助金交付事務代行事業者）

申請書類等の入手 <http://www.zeneiren.or.jp>

申請書提出先 〒108-0014 東京都港区芝4-11-5 田町ハラビル5階
全衛連 フィットテスト測定機器購入補助金 担当 宛

（郵便事故防止のため、配達状況が確認できる方法で郵送申請をしてください）

電子申請アドレス hojyokin@zeneiren.or.jp

相談等 TEL 03-6453-9969（平日 午前9時～午後5時）

全衛連では、フィットテストや補助金申請に関する各種相談にも対応しています。
お気軽にご相談ください。

定性的フィットテスト測定キット 購入補助金のご案内

労働安全衛生法の新たな化学物質規制の導入に伴い、令和6年4月から作業環境測定結果が第三管理区分から改善することが困難な作業場所がある事業場に対する措置が強化され、有害化学物質等のばく露を防止する観点から、呼吸用保護具が適切に装着されているかを確認するためのフィットテストの実施が義務付けられることとなりました。

この義務化を控え、自らフィットテストを行おうとする事業者が定性的フィットテスト測定キットを購入するに当たり、経費の一部が補助されます。この機会にぜひお申し込みください。

申請することができる事業主

次の（１）～（３）いずれにも該当する中小企業事業者が対象です。

(1)	次のいずれかに該当する中小企業事業者 ※ 労働者数が資本金等のどちらか一方の条件を満たせば、中小企業事業主となります。		
	業 種	常時雇用する労働者数	資本金または出資の総額
	① 小売業	50人以下	5,000万円以下
	② サービス業	100人以下	5,000万円以下
	③ 卸売業	100人以下	1 億円以下
	④ その他の業種 (製造業・建設業・運輸業など)	300人以下	3 億円以下
(2)	特化則等に義務付けられる場合で、定性的フィットテスト測定キットを用いてフィットテストを行う予定があること。		
(3)	フィットテスト実施者に対する基本教育＊修了者が1名以上いること。 ＊「フィットテスト実施者に対する教育実施要領」（令和3年4月6日付け厚生労働省通達）に基づく研修		

補助の対象となる経費及び補助金の算定方法

次の（１）と（２）を比較して少ない方の額

（１）定性的フィットテスト測定キット購入費（キットに標準装備されている付属品は含まれます）の 1/2

※以下のものは補助の対象となる経費から除いてください

- オプション経費（消耗品、保証サービス、校正、送料等）
- 消費税

（２）2万5千円

購入補助を受けることができるのは、1 事業場（支部等）につき 1 セットのみです。

補助金公募期間

・ 第1期公募	令和5年 7月 1日～ 8月15日（必着）	補助金の予定枠	3,650万円
・ 第2期公募	令和5年 10月1日～ 11月15日（必着）	補助金の予定枠	1,250万円

注意

- ▶ この補助金は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の対象のため、**厳格な運用が求められる制度です**。補助金の交付要綱、実施要領、交付規程、その他の規定類をよく読み、制度の内容を理解してから申請してください。



厚生労働省



（公社）全国労働衛生団体連合会（全衛連）

申請手続の流れ

本補助金は、**購入前に申請等が必要です。**

①募集期間内に郵送等により申請

- ・購入費用の見積りを行った上、補助金交付申請書を全衛連ホームページからダウンロードし必要な添付書類を作成し、申請してください。

②審査

- ・全衛連に設置する審査委員会で選考審査を行います。

③交付決定（不交付決定）

- ・②の審査結果を基に交付決定通知（不交付決定通知）を発送します。（公募期間終了後おおむね1か月以内）

④測定キットの購入

- ・交付決定通知書が届いた後、測定キットを購入してください。
※ **決定通知前に購入した場合の費用は補助対象となりません。**

⑤購入報告及び補助金請求書を提出

- ・購入報告及び補助金請求書を全衛連ホームページからダウンロードし、必要な書類を添付し申請してください。必要書類は**令和6年2月29日（木）までに申請書提出先に到着するようご提出ください。この期日を過ぎて到着したものは補助金をお支払いできません。**

⑥補助金の交付

- ・指定の口座に補助金が振り込まれます。

交付申請に必要な書類

* 全衛連ホームページから指定様式をダウンロードし必要な書類を作成し、申請をしてください。

1. 定性的フィットテスト測定キット購入補助金交付申請書（様式1-2）
2. 事業場概要（別紙1）
3. 確認書（別紙2）
4. 事業内容を紹介するパンフレット等（作成している場合）
5. フィットテスト測定キットのカatalog（入手している場合）
6. フィットテスト実施者養成研修修了証（写）
7. 見積書

★ 内容に不明な点がある場合は、確認のための追加資料を求める場合があります。

購入報告及び補助金請求にに必要な書類

* 全衛連ホームページから指定様式をダウンロードし必要な書類を作成し、申請をしてください。

1. 購入報告及び補助金請求書（様式4）
2. 納品書（写）
3. 請求書（写）
4. 銀行取引明細書（振込証明書）（写）又は領収書（写）

申請窓口・相談窓口

全衛連（補助金交付事務代行事業者）

申請書類等の入手 <http://www.zeneiren.or.jp>

申請書提出先 〒108-0014 東京都港区芝4-11-5 田町ハラビル5階

全衛連 フィットテスト測定機器購入補助金 担当 宛

（郵便事故防止のため、配達状況が確認できる方法で郵送申請をしてください）

電子申請アドレス hojyokin@zeneiren.or.jp

相談等 TEL 03-6453-9969（平日 午前9時～午後5時）

全衛連では、フィットテストや補助金申請に関する各種相談にも対応しています。
お気軽にご相談ください。